

事 務 連 絡  
令和5年12月1日

不動産業界団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口の開設について（周知依頼）

日頃より国土交通行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。  
本日、LPガスをめぐる商慣行改革に向けた取組の一環として、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け付ける窓口（通報フォーム）が資源エネルギー庁のホームページに開設されました。

- ・資源エネルギー庁 令和5年12月1日プレスリリース資料  
『LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（LPガス商慣行通報フォーム）を開設します』  
(<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231201002/20231201002.html>)

- ・LPガスの取引適正化に関する通報フォーム  
([https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html))

この窓口は、事業者・消費者問わず、また、匿名でも情報提供が可能です。また、LPガス事業者だけではなく、不動産関係者等に関する情報も受け付ける窓口となっております。提供された情報は、下記の用途での活用が予定されております。

- ①液化石油ガス法違反の取り締まり等：  
商慣行是正に向けた任意ヒアリングや、法に基づく報告徴収・立入検査等を実施する端緒として活用します
- ② 関係省庁への共有：  
必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげます
- ③ 政策立案への活用：  
情報を集約・構造化したうえで、制度改正後の市場モニタリング今後の政策立案に活用します

ついては、貴団体におかれましては貴団体加盟の会員企業に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上